13 文科生第七〇三号

平成一三年一二月一三日

長あて各国の私立大学長・各都道府県教育委員会・国立教育政策研究所の

文部科学省生涯学習政策局長通知

取扱いについて社会教育主事講習の受講資格等の社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の

公布され、同日から施行されています。正する法律」は、平成一三年七月一一日に法律第一〇六号として、先の第一五一回国会において成立した「社会教育法の一部を改

ついても七月一一日から適用しています。 これを受けて、文部科学省では、平成一三年八月三〇日付けで別添二のとおり「社会教育主事講習等規程の一部を (平成一三年文部科学省令第七五号)を制定して、社会教育主事となるための実務経験として新た (平成一部を改正する省令」(平成一三年文部科学省令第七五号)を制定して、社会教育主事となるための実務経験として新た (平成一部を改正する件」(平成一三年文部科学省告示第一四六) おいても七月一一日から適用しています。 これを受けて、文部科学省では、平成一三年八月三〇日付けで これを受けて、文部科学省では、平成一三年八月三〇日付けで これを受けて、文部科学省では、平成一三年八月三〇日付けで

主事講習の受講資格の取扱いに関する留意点を示してきた「社会これらの制定に伴い、従前、社会教育主事の資格及び社会教育

は左記のとおり取り扱うこととしました。社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格について知・文生社第五五号)(以下「平成九年通知」という。)を廃止し、等の取扱について」(平成九年六月一二日付け生涯学習局長通教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格に関する認定

点に御留意の上、その取扱いに遺漏なきようお願いします。社会教育主事講習の受講資格の認定等を行う場合には、これらの認定等を行う場合、及び社会教育主事講習の実施大学等においてついては、今後、各教育委員会において社会教育主事の資格の

いします。 員会に対して、この通知の内容について周知を図られるようお願また、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委

記

「社会教育主事講習等規程」の改正点について (社会教育に関係のある職及び教育に関する職の指定」及び

(一) 今回の「社会教育に関係のある事業における業務であって、社ずる社会教育に関係のある職」において、社会教育主事補」及び「官公署又は社会要件を緩和し、「社会教育主事補」及び「官公署又は社会教育関係団体における社会教育主事となるための実務経験のある、(一) 今回の「社会教育に関係のある職及び教育に関する職の(一) 今回の「社会教育に関係のある職及び教育に関する職の

並びに国際協力事業団法(昭和四九年法律第六二号)第1 業務(以下「事業の企画、立案、指導の業務」という。) る諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並び ものであること。 職に寄宿舎指導員の職及び学校栄養職員の職を追加する ともに、社会教育に関係のある職を見直し、教育に関する 会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資す 共団体の教育委員会及び社会教育関係団体が実施する「社 に評価できる業務として、文部科学省の関係機関、 を受けて、社会教育主事となるための実務経験として新た なるための実務経験として評価できることとなったこと に関係のある業務」という。)についても社会教育主事と のとして文部科学大臣が指定するもの」(以下「社会教育 会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するも に当該事業において実施される学習又は諸活動の指導」の 一条第一項第二号に規定する海外協力活動を指定すると 地方公

- ること。 係のある業務に四年以上従事した者を追加するものであ 育主事講習を受けることができる者として、社会教育に関 た「社会教育法の一部を改正する法律」を受けて、社会教 の一部改正は、先の第一五一回国会で成立し (二) 今回の「社会教育主事講習等規程」(昭和二六年文部省
- 社会教育主事となるための実務経験に関する取扱いについ

社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事

て

- 行う者を指導監督する当該社会教育関係団体の会長、副会たる役員及び専門的職員の職」には、事業の企画、実施を(四) (三)にいう「社会教育関係団体の事業の企画、実施に当

長、事務局長等の役職員も含まれ得ること。

- (五) 告示一に掲げる以外の大学共同利用機関、施設等機関、(五) 告示一に掲げる以外の大学共同利用機関、施設等機関、(五) 告示一に掲げる以外の方と別音を有することができることで、社会教育法(昭和二四年法律第二〇七号)(以下「法」という。)第九条の四第四号の規定により、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的事項について同県教育委員会が社会教育法(昭和二四年法律第二〇七号)(以下方法)という。)第九条の四第四号の規定により、都道府「法」という。)第九条の四第四号の規定により、都道府「法」という。)第九条の四第四号の規定により、都道所の職を経験があると認定を表示している。
- (六) 告示二の1から3までにいう「事業の企画及び立案」と は、事業の目標設定、事業計画の作成、講師の確保等、事 さ、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動 を、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動 を、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動 される学習又は諸活動等の参加 とは、社会教育に係る学習又は方動等に係る知 で、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動 で、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動 で、また、「当該事業においての企画及び立案を行うこと で、事業計画の作成、講師の確保等、事 にいう、事業の企画及び立案」と
- ボランティアや社会教育関係団体の非常勤職員等が含ま役職員以外の形態(官公署や社会教育関係団体が募集したくは独立行政法人、地方公共団体又は社会教育関係団体の業務には、大学共同利用機関、施設等機関、特殊法人若し(七) 告示二の1から3までにいう事業の企画、立案、指導の

ができることに留意すること。 あると認定することで、社会教育主事の資格を有すること について同条第一号に掲げる者に相当する教養と経験が より、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的事項 業務を行った者についても、法第九条の四第四号の規定に おいて、告示二に掲げるものと同様の企画、立案、指導の 会以外の官公署の実施する社会教育に関係のある事業に 法人若しくは独立行政法人又は地方公共団体の教育委員 すること等に従事する者の業務が該当すること。なお、 動等に係る知識・技術を教授したり、参加者の活動を援助 化活動等の参加者に対して、講師等として当該学習又は活 ての企画及び立案を行うこと、社会教育に係る学習又は文 計画の作成、 れる。)で、社会教育に関係のある事業の目標設定、 示二に掲げる以外の大学共同利用機関、施設等機関、 、講師の確保等、事業内容やその方法等につい 特殊

験があると認定することで、社会教育主事の資格を有するの形態で従事した者についても、法第九条の四第四号の規定により、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的なお、海外において行われる同様の活動に上に掲げる以外なお、海外において行われる同様の活動に上に掲げる以外の形態で従事した者についても、法第九条の四第四号の規定により、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的事項について同条第一項第二号の規定に基づき、青年海外協力事業(八) 告示二の4にいう「海外協力活動」には、国際協力事業

ことができることに留意すること。

- る教育に関する職にあった期間の計算に当たっては、告示ことに留意すること。また、法第九条の四第二号に規定すに掲げる職及び業務それぞれにあった期間を通算できる第に当たっては、社会教育主事補の職並びに告示一及び二(三) 法第九条の四第一号の規定による実務経験の期間の計

すること。 三に掲げる職それぞれにあった期間を通算できることと

様式による認定証書を交付すること。と。なお、都道府県教育委員会の認定に当たっては、別記事の資格の認定は、おおむね次の基準によるものとするこの修了者について都道府県教育委員会が行う社会教育主(三) 法第九条の四第四号の規定に基づき社会教育主事講習

の教養と経験があると認められる者験している者で、社会教育に関する専門的事項について並びに社会教育に関係のある職及び業務を四年以上経法第九条の四第一号に規定する社会教育主事補の職

について の教養と経験があると認められる者年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項 法第九条の四第二号に規定する教育に関する職を四

事項についての教養と経験があると認められる者のいては三年以上、大学に出年以上在学して六二単位以上を修得し、かつ、大学に出年以上在学して六二単位以上を修得し、かつ、大学に出年以上在学して六二単位以上を修得し、かつ、大学に出年以上在学して六二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者に当する業務を四年以上(大学に二年以上在学して六二単当する業務を四年以上(大学に二年以上在学して六二単当する業務を四年以上(大学に二年以上在学して六二単当は、経験している者で、社会教育に関係のある業務に相当する職及び社会教育に関係のある職には、

の修了者について都道府県教育委員会が行う社会教育主(四) 法第九条の四第四号の規定に基づき社会教育主事講習

を認定することができることとすること。の四第四号を適用して、以下のように社会教育主事の資格実務期間の要件を満たすことができないときは、法第九条数の号にわたる場合で、かつ、各号のみによっては必要なは、以下のように取り扱うこととすること。なお、社会教事の資格の認定に関し、実務経験の期間の計算に当たって

を行うことができること。 大学に二年以上在学して六二単位以上を修得した者 大学に二年以上在学して六二単位以上を修得した者 大学に二年以上在学して六二単位以上を修得した者

$(a1 \setminus 3) + (b1 \setminus 5) + (c1 \setminus 3)$ 1

ことができること。 大学に二年以上在学して六二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する
大学において文部科学省令で定める社会教育に関する
大学において文部科学省令で定める社会教育に関する
大学において文部科学省令で定める社会教育に関する
大学に出いて文部科学省令で定める社会教育に関する
大学に二年以上在学して六二単位以上を修得し、かつ、

を行うことができること。 を行うことができること。 及び に掲げる者以外の者については、法第九条の のある職及び業務を経験した期間(b2) 第二号に規定する教育に関係のある業務に相当する職及び業務を経験した期間(b2) に相当する職及び社会教育に関係のある職別に相当する職及び業務を経験した期間(b2) を行うことができること。

$$(a2 \setminus 4) + (b2 \setminus 5) + (c2 \setminus 4)$$
 1

- 三 社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて

- ができることとすること。 場合には、社会教育主事講習の受講資格の認定を行うことる職及び業務を経験した期間を通算して四年以上になる計算については、規程第二条第三号から第五号までに掲げ(三) 社会教育主事講習の受講資格を得るための実務期間の

- 適切に取り扱うよう留意すること。習を受講しようとする者が示した活動経歴を参照する等、ある業務の経験を評価するに当たっては、社会教育主事講の講資格を得るための実務経験として社会教育に関係の(四) 社会教育主事講習の実施大学等は、社会教育主事講習の
- (五)社会教育主事講習の実施大学等が、社会教育主事講習の講(五)社会教育主事講習の実施大学等が、社会教育主事講習の講に取り扱うこと。学修を認定する際には、おおむね次のように取り扱うこと。学修時間が、大学設置基準(昭和三一年文部省令第二八号)第二二条第二項の規定により、単位として算定可がませんであり、かつ、履修証明書の発行等により学修の成果が認定できるものについて認定を行うこと。学修時間を単位に換算する場合については、次のようでは、社会教育主事講習の講覧を書館である。
- 位と換算すること。
 イ 講義及び演習については、おおむね一五時間で一単
- 位と換算すること。
 ロ 実習、実技等については、おおむね三〇時間で一単

積極的に認定を行うことが望ましいこと。断される必要があるが、学習の成果が認められる場合には、応じ(て、社会教育主事講習の実施大学等において適宜判るとおり取り扱うことが難しい場合は、その学修の内容になお、学修時間を単位に換算するに当たって、上に掲げ